

税についての作文

**6人
が入賞**

国税庁と全国納稅貯蓄組合連合会が主催す

る「中学生の一税についての作文」について

将来を担う中学生の皆さん
が、身近に感じた
税に関すること、学校
で学んだ税に関するこ
と、テレビや新聞で知
った税の話などを題材
とした作文を書くこと
で、税についての関心
を持ち、正しい理解を
深めていたぐことを
趣旨として行われてい
るもので、下川町から
は、下川中学校3年生
18人の応募があり、次
の優秀作6品を選考
し、表彰及び記念品の
贈呈を行いました。



名寄稅務署長

清 水 樹 里 さん

渡	わた	加	か	杵	ます	木	こ	中	なか
邊	なべ	藤	とう	田	だ	幡	はた	西	にし
						斗	とう	海	かい
		かなえ							
栂	しおり			武	たける	吾	ご	斗	と
さん						さん		さん	

税金には、所得税、税法人税、酒税、たばこ税、消費税などがあり、直接税と間接税に分けられます。私は、数多くある税金の中でも森林環境税というものに着目しました。

森林環境税とは、二〇二四年度から国内に住む個人に対して課税される税であります。市町村において個人住民税均等割と併せて一人年額一〇〇〇円が徴収されます。その税収の金額が、国によつて森林環境税として都道府県へ譲与されま

下川中学校三年
清 水 樹 里



名寄税務署長賞

「森林環境税 新たな税金制度」

の一一番・一五番への貢献にもなります。しかし、このような問題もあります。二つ目は、税金が余つてしまふことです。実際に、市町村で五割余りが使い残ります。二つ目は、納税者の理解が得られ、林业の再生につながるかどうかです。新しく制度をつくるうえでは、市民の理解が必要不可決です。しかし、森林環境税に国際的な理解があるS D G sの認知率は八六%と高いですが、内容まで理解している人は、約三四%と低いです。また、自分の収入に比べて負担額が大きいといふ意見があります。この状態で、森林環境税が施行されると、負担額が増えます。これにくいと思います。この二つの問題点は解消する必要があります。具体的には、「適切な整備をしないとどうなるのか」「森林がないとどうなるのか」などです。二つ目は、S D G sや税

金への理解度を高める活動を取り組みをすることです。SDGs関連の取り組みは取り入れられてきて、いますが、税金に関する取り組みは積極的に取り入れられていますが、税金に關する取り組みは積極的に取り入れられないと思います。税金に關する具体的な内は、中学三年生の授業で初めに取り扱われます。しかし、この二つを私で取り扱わなければなりません。そこで、私が行うことは大規模で実現できません。そこでも、私はできるところも考えました。それは、森林に関する行事に参加することです。そのように、森林に関する行事を行っている下川町では、植樹祭やみくわの森、森ジヤムなど様々なイベントがあります。特に、森ジヤムなどは、お祭りのようなものなので、一人で行くには少し抵抗があります。しかし、友達や家族と行くことで楽しさと一緒に森林に触れることが可能になります。このように、自分の身近な人たちは、森林の大切さ・良さを共有できたらいいと感じました。